

市営住宅募集のご案内

募集月	2月、4月、6月、8月、10月、12月の年6回です。
申込書の受付期間	募集月の1日から15日（土日・祝日はその翌日）まで ※郵送の場合は、受付期間中の郵便局の消印があるものが有効です。

市営住宅について

市営住宅は、住宅に困っておられる低所得者のために建てられた賃貸住宅です。

このため、民間賃貸住宅などとは異なり、公営住宅法や美祢市営住宅条例などに入居資格が定められており、いろいろな制限があります。

この募集案内をよくお読みいただき、入居資格をご確認のうえ、お申し込みください。

※入居資格がない場合は、申込みが無効となりますので、ご注意ください。

市営住宅における暴力団員排除の取組みについて

本市では、市営住宅の入居者等の生活の安全と平穏の確保のため、申込者、同居又は同居しようとする親族（以下「申込者等」という。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員。以下同じ。）ではないことを入居資格として条例に規定し、暴力団員に該当する場合には、入居決定をしないこととしました。

このため、市営住宅の入居申込みをされる人には、これまでの記載事項に加え、申込者等が暴力団員である場合には、申込みを無効とされても異議のないことについて誓約をいただくとともに、市においては入居者資格の審査の際に、暴力団員に該当するか否かについて警察に照会することといたしました。

趣旨をご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。



美祢市役所建設農林部建設課管理班

電話 0837-52-1116

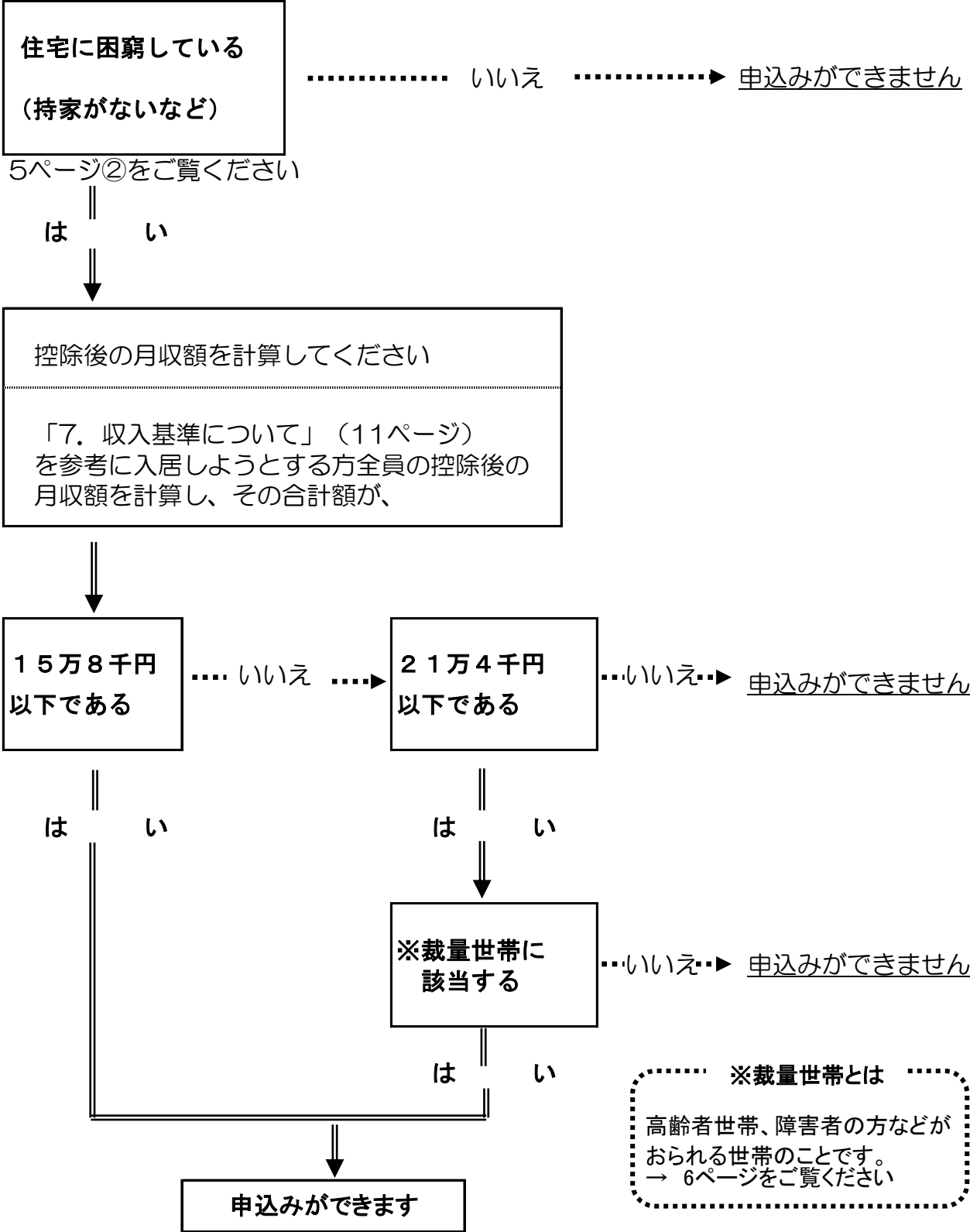
目次

1. 市営住宅に入居するまでの手順	1
(1) 入居資格の有無の確認	1
(2) 申込みから入居までの流れ	2
2. 申込みの無効・失格と注意事項について	4
3. 入居資格等について	5
4. 裁量世帯について	6
5. 優先入居（優遇措置）について	7
6. 入居資格審査等について	9
7. 収入基準について	11
8. 入居にあたっての注意	12

1. 市営住宅に入居するまでの手順

(1) 入居資格の有無の確認

次の手順により確認して下さい。



(2) 申込みから入居までの流れ

申込書の提出
募集月の1日から15日まで
に提出又は郵送してください

- 申込みは、1世帯について1通に限ります。
- 指定の申込書をご使用ください。
- 郵送される場合は、募集月の1日から15日までの郵便局の消印がある者が有効です。
(注) 申込み締切日に投函される場合、時間帯により翌日以降の消印となる場合がありますので、特にご注意ください。

申込書の受付

- 申込書の記載状況を確認します。
(注) 申込書に不備がある場合は受付ができませんのでご注意ください。

抽選番号のお知らせ

- 申込書を提出された方に対して、抽選番号をお知らせします。

公開抽選会
公開抽選会の日時、場所等
については、事前に通知
します。

- 出席する必要はありません。希望される人は、抽選会を見学することができます。
- 「仮当選者」及び仮当選者が失格した場合に備えて「補欠者」を選出します。

抽選結果のお知らせ

- 抽選結果を申込者に連絡します。
(仮当選・補欠・落選)

落選通知

仮当選者

辞退

補欠者

**入居資格審査
のご案内**

この時点では、あくまでも仮当選です。

- 仮当選された人を対象に、入居資格審査を行いますので、必要書類や提出期限等をお知らせします。

↓

入居資格審査

..... **追加書類の請求**

..... **実態調査**

合格

失格

**補欠者の入居
資格審査**

合格

入居手続き

鍵渡し

入居

○ 入居資格を審査するため、指定された期間に必要な書類を美祢市役所建設課までご持参ください。

○ 提出いただいた書類で確認できないときは、さらに書類の提出をお願いします。

○ 提出いただいた書類を確認するため、必要に応じて実態調査を行うことがあります。

○ 入居資格がない人又は入居資格が確認できない人は失格となり、市営住宅に入居できません。

○ 仮当選者が失格した場合、補欠者の資格審査を行います。

○ 合格すると入居決定となります。

(入居決定)

○ 入居手続きに必要な書類を提出していただきます。

※ 身元引受人は2名必要です。

※ 身元引受人は市税等に滞納がないことが条件です。

※ 身元引受人のうち1名は2親等以内の親族、もう1名は親族又は県内居住者に限ります。

※ 敷金は入居時家賃の3ヶ月分必要です。

○ 入居手続きを完了された方に鍵をお渡しします。なお、この時点で家賃が日割りで発生することになります。

2. 申込みの無効・失格と注意事項について

申込みの無効・失格

次のような場合は、申込みを無効とします。

- ① 申込書に虚偽の記載があったとき
- ② 申込書に必要事項が記載されていないとき
- ③ 入居資格がないとき又は入居資格審査期間中に入居資格が確認できないとき
- ④ 友人等の寄合世帯で申し込んだとき又は世帯を不自然に分割（合併）して申し込んだとき
- ⑤ 重複申込みしたとき
1回の募集において1世帯（婚約者との申込みの場合等も1世帯とします）から2通以上申込みをしたとき
- ⑥ 申込者、同居又は同居しようとする親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるとき
- ⑦ 優先入居対象者（7ページ）でない方が優先入居対象者として申し込んだとき
- ⑧ 過去において市営住宅に入居していた方で、家賃等の滞納があるとき

注意事項

- ① **入居の時に申込書に記載した方全員が同時に入居できることが必要です。**
申込み後、同居親族に変更があった場合は入居できません。（婚約者が変わった場合も同じです）
- ② 婚姻予定者（当該募集の申込み締切日から3ヶ月以内に結婚する方）は、入居資格審査の際に、婚約を証する書類（結婚式場の予約証明書など）を提出いただきます。
- ③ **募集を行う住戸には、浴槽・ボイラー等を自己負担で取り付けていただく住戸もありますので、住戸の設備等についてはお問い合わせください。**

個人情報の保護について

美祿市では、個人情報を適正、かつ安全に取り扱うため、次のような措置を講じるとともに、漏えいや滅失を防止するため細心の注意を払います。

- 収集の制限
あらかじめ取り扱う目的を明らかにした上で、原則として本人から情報をいただきます。
- 利用及び提供の制限
収集した個人情報は、目的外には利用、提供しません。
- 適正な管理
保有する個人情報は、正確かつ最新の状態に保つように努め、漏えいや滅失を防止するため細心の注意を払います。

3. 入居資格等について

市営住宅に申込みをされる方は、次の①から③のすべての条件を満たしている必要があります。

① 入居しようとする方全員（申込家族）の控除後の月収額の合計額が158,000円以下であること。

ただし、高齢者・障害者等の世帯「裁量世帯（6ページ）」に該当する場合は、控除後の月収額の合計額が214,000円以下であれば申込みができます。

「7. 収入基準について」（11ページ）を参考にして、収入基準に合うかどうかの確認をお願いします。

② 現在、住宅に困っておられる方

● 持家がある方は原則として申込みができません。

ただし、持家がある人であっても、入居資格審査時までには所有権を移転される場合は、申し込みできます。

● 現在、県営住宅や市町村営住宅に入居している人は原則として申込みできません。

③ 申込者、同居又は同居しようとする親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

年齢等の入居資格の基準日は、当該募集の申込み締切日となります！

4. 裁量世帯について

次の（１）又は（２）に該当する場合は、裁量世帯として扱われ、入居しようとする方全員の控除後の月収額の合計額が214,000円以下であれば、申込みができます。

（１）入居しようとする人が次のいずれかにあてはまる場合

- ① 入居申込者が60歳以上（単身者）の場合
- ② 入居申込者が60歳以上で、
かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の方である場合

（２）入居しようとする方の中に次のいずれかに該当する方がおられる場合

身体障害者	身体障害者手帳の交付を受けている方で障害の程度が1級から4級までである方
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で障害の程度が1級又は2級である方
知的障害者	療育手帳がA又はBの方。ただし、療育手帳Bの方は障害の程度が精神障害1～2級に相当する場合に限りです。
戦傷病者	戦傷病者手帳の交付を受けている方で障害の程度が特別項症から第6項症まで又は第1款症である方
原子爆弾被爆者	原子爆弾被害者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方
引揚者	海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方
ハンセン病療養所入所者等	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
小学校就学前の子供	小学校就学前の子供のいる世帯 （資格の基準日は募集の申し込み締切日です） ※小学校に就学後は裁量世帯ではなくなります。

5. 優先入居（優遇措置）について

(1) 優先入居対象者

高齢者、障害者、母子世帯など→詳しくは8ページをご覧ください

(2) 優遇措置の内容

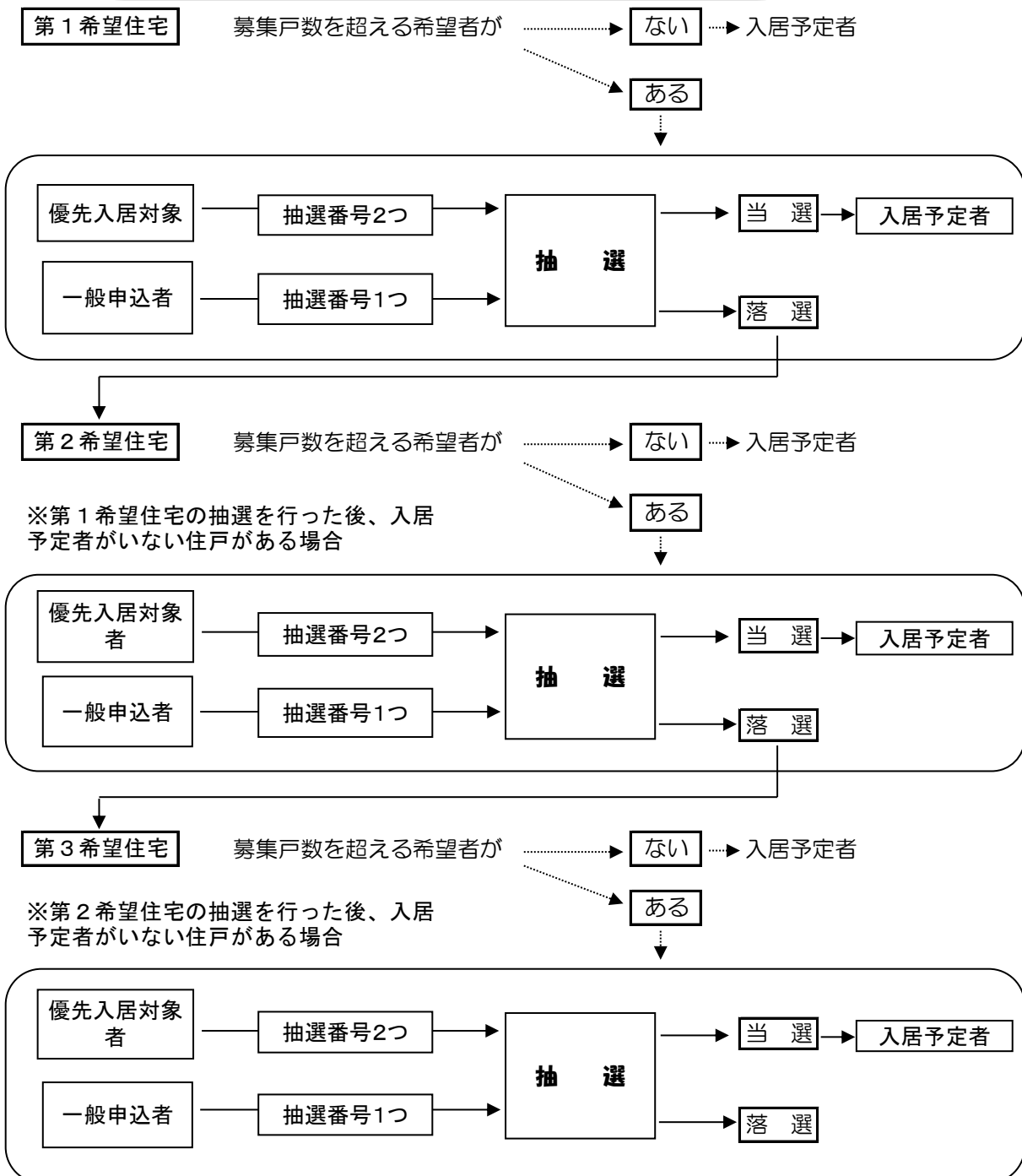
募集住戸の抽選において、抽選番号を2つ割当てます。

※ 一般の方の抽選番号は、1つです。

※ 入居希望住宅の抽選

各団地の住戸タイプ毎に抽選を行い、入居予定者を決定します。

同団地同住戸タイプの募集が2戸以上ある場合は、入居予定者を決定した後に、資格審査手続きの先着順で入居住戸を決定します。



※ 優先入居対象者

(1) 高齢者世帯

高齢者世帯	①入居申込者が60歳以上（単身者の場合）
	②入居申込者が60歳以上で、かつ、同居者のいずれも配偶者（婚姻の届け出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方その他婚姻の予約者を含む）又は18歳未満の方若しくは60歳以上の方である場合

(2) 母子世帯等（次のいずれかにあてはまる世帯）

母子世帯 父子世帯	配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含む。）のない方で、20歳未満の扶養親族のある方
多子世帯	3人以上の扶養親族(18歳未満に限る。)と現に同居し、又は同居しようとする方
DV被害者	DV法に基づく接近禁止又は退去命令が出されて5年以内又は保護等を受けた後5年以内の方

(3) 障害者等（入居しようとする方の中に次のいずれかに該当する方がおられる場合）

身体障害者	6ページの「身体障害者」と同じです。
精神障害者	6ページの「精神障害者」と同じです。
知的障害者	6ページの「知的障害者」と同じです。
戦傷病者	6ページの「戦傷病者」と同じです。
原子爆弾被爆者	6ページの「原子爆弾被爆者」と同じです。
生活保護受給者	生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護者
中国残留邦人等 支援受給者	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に規定する支援給付受給者
引揚者	6ページの「引揚者」と同じです。
ハンセン病療養所 入所者等	6ページの「ハンセン病療養所入所者等」と同じです。
要介護者	介護保険法第7条第3項に定める要介護者
炭鉱離職者	炭鉱離職者求職手帳の発給を受けた方で、かつ、その手帳が失効していない方

(4) 多数回応募者

多数回応募者	平成22年4月1日以降の市営住宅の募集の抽選において4回以上落選された方です。（補欠者も含めます。なお、仮当選された方が辞退された場合、又は失格になった場合は、それ以前の落選は回数に含めません。）
--------	--

※ 優先入居対象者となるには、上記の要件を、当該募集申込み締切り日において満たしている必要があります。

※ 優先入居対象者でない方が優先入居者として申し込んだ場合、抽選で仮当選しても失格となりますのでご注意ください。

6. 入居資格審査等について

(1) 入居資格審査

仮当選した方には、入居資格を確認するため、入居資格審査を受けていただきます。

① 全ての方に提出していただく書類

書類の種類	提出が必要な方	
	申込者及び同居親族（婚約者を含む）	別居扶養親族
※ 住民票の写し（注1）	全	員
※ 所得証明書	全	員
源泉徴収票	給与所得者	/
確定申告書の写し	事業所得者等	
雇用証明及び月別給与支給証明書	年の途中で、就職（転職を含む）・退職された方	
退職証明書又は雇用保険受給証明書		
※ 無資産証明書	全 員（未成年者を除く）	
賃貸借契約書又は家賃受領書	借家に住んでいる方	
別表に掲げる書類	別表アからサまでに該当する（方がおられる）場合	別表アからオまでに該当する方がおられる場合

※の書類は、市町村役場で発行されます。

（注1）続柄の記載のあるもの、世帯全員の証明のあるものとしてください。

別表

該当者	提出書類
ア 母子（父子）世帯、単身者	戸籍謄本
イ 身体障害者	身体障害者手帳の写し
ウ 精神障害者	精神障害者保健福祉手帳の写し
エ 知的障害者	療育手帳の写し
オ 戦傷病者	戦傷病者手帳の写し又は県長寿社会課長の証明
カ 原子爆弾被爆者	医療特別手当証書又は特別手当証書の写し
キ 引揚者	県長寿社会課長の証明
ク ハンセン病療養所入所者等	国立ハンセン病療養所等の長（廃止された私立ハンセン病療養所に入所していた方においては厚生労働省健康局疾病対策課長）の証明
ケ 生活保護受給者	直近の保護決定通知書又は福祉事務所長の証明
コ 中国残留邦人等支援受給者	直近の支援給付決定通知書の写し
サ DV被害者	裁判所の保護命令決定書の写し 県男女共同参画相談センター等の配偶者暴力相談支援センターにおいて一時保護を受けた又は受けている方、婦人保護施設の入退所者については、その確認・照会のため、美祢市建設課において、同所長又は同施設長から意見書を入手させていただきます。

②婚姻予定者

婚姻予定者（当該募集の申込み締切り日から3ヶ月以内に結婚する方）は、結婚式場の予約証明書、又は婚約証明書（媒酌人等による証明）が必要です。

③優先入居対象者のうち下記該当者

該当者	提出書類
炭鉱離職者	炭鉱離職者求職手帳の写し
要介護者	市町村長の証明
DV被害者	9ページの「DV被害者」と同じ内容です。

④多数回答者

該当者	提出書類
多数回答者	落選された「抽選結果のお知らせ」4回分 ※それぞれの申込時の入居資格についても確認します。

⑤身体障害者、精神障害者又は知的障害者であって単身での入居を希望される方

単身入居の入居資格認定のための申立書をご提出いただく必要があります。

また、当市から該当市町村福祉部局に対して、

- ア、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とするか。
- イ、居宅において単身で日常生活を営むために必要な常時の介護を受けることができるか、又は受けることが困難か。
- ウ、精神障害者、知的障害者の方にあっては、必要な居住支援措置（常時の相談対応や緊急時の医療機関等への連絡）を受けることが可能か、可能な場合はその内容について、意見照会させていただきます。

※ 常時介護を必要とするが、居宅で受けることができないか、又は受けることが困難であると判断された場合は、入居が認められませんので、あらかじめご了承ください（加えて、精神障害者又は知的障害者の方は、必要な居住支援体制が受けられることも必要です）。

(2) 実態調査

提出書類を確認するため、実態調査を行うことがあります。

(3) その他

- ◎ 婚姻予定者については、原則として、入籍を確認後、入居手続きを行います。
- ◎ 仮当選者が入居資格審査で失格となったとき又は入居を辞退したときは、抽選において補欠となった方の補欠順位に従い、入居資格審査等を行った上で、入居手続きを行います。
- ◎ 当選を辞退する場合は、必ず書面により、辞退届を提出して下さい。

7. 収入基準について

①月収額の計算

- 原則として、前年の収入で控除後の月収額を算定します。
- 控除後の月収額は、次の手順で算定します。



- 入居しようとする方の中に収入のある方が複数おられる場合は、それぞれの控除後の月収額を合計します。
- 入居しようとする方全員（申込家族）の控除後の月収額の合計額が15万8千円（※裁量世帯であれば21万4千円）以下であれば、市営住宅に入居するための収入基準を満たします。

※ 裁量世帯…高齢者世帯、障害者の方や小学校就学前の子供などがおられる世帯（6ページ参照）

②所得控除の種類及びその範囲と控除額

	控除対象者	対象者の範囲	控除額 (1人当り年額)	
控除	同居親族 扶養親族	入居しようとする親族（入居申込者を除く）及び就学等事情があって別居している扶養親族	38万円	
特別控除	ひとり親	次の三つの要件すべてに該当する方 ①入居者又は同居者にその人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと ②生計を一にする子がいること（この場合の子は、その年分の総所得金額が48万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人に限る） ③合計所得金額が500万円以下であること	その人の所得から35万円を限度として控除する。	個別控除
	寡婦	「ひとり親」に該当せず、次のいずれかに該当する女性で事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいない方 ①夫と死別し又は離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる人で合計所得金額が500万円以下の方 ②夫と死別してから婚姻していない方、又は夫の生死が不明な方で年間所得金額が500万円以下の方	その人の所得から27万円を限度として控除する。	
	老人扶養等 特定扶養	満年齢70歳以上の同一生計配偶者及び扶養親族 満年齢16歳以上23歳未満の扶養親族	10万円 25万円	
全体からの控除	●障害者	入居申込者又は同居親族若しくは扶養親族で次に該当する方		全体からの控除
	障害者 特別障害者	心身障害者、戦傷病者、原爆被爆者等の認定を受け、手帳を交付された所得税法上の障害者控除の対象者で特別障害者に該当しない方 所得税法上の特別障害者控除の対象者 ①心身喪失の常況者 ②重度の知的障害者（A）及び精神障害者（1級）及び身体障害者（1、2級） ③原爆被爆者で、負傷、疾病が原爆の障害作用に起因する旨の厚生労働大臣の認定を受けている方 ④戦傷病者で障害の程度が恩給法に定める特別項症から3項症までの該当者 ⑤常に就寝を要し複雑な介護を要する方	27万円 40万円	

8. 入居にあたっての注意

- 入居に際しては、以下が必要となります。
 - ①身元引受人2名
 - ※身元引受人は住所地における市税等に滞納がないことが条件です。
 - ※1名は2親等以内の親族、もう1名は親族又は県内居住者に限ります。
 - ②敷金（家賃の3ヶ月分）
- 入居後には、家賃の他に共用部分にかかる維持管理経費（廊下灯、階段灯の電気代など）を負担していただくことになります。
- 市営住宅では、犬、猫などのペットは飼えません。
- 浴槽、風呂釜を入居者負担で設置していただく団地も一部あります。

〈入居の継承について〉

- 入居の継承は、入居名義人が死亡又は離婚等により退去した場合において、原則として、同居者である配偶者及び高齢者、障害者等の特に居住の安定を図る必要がある方に限られます。

〈同居について〉

- 新たに親族等を同居させたい場合は、要件がありますので、事前の相談なく同居することはできません。

〈駐車場について〉

- 近年建設された市営住宅では、1戸につき、1台分の駐車場を整備しておりますが、建設年次の古い団地では、1戸につき、1台分の駐車場がとれていません。
- 駐車場は原則として、入居者又は同居者が所有・使用する車に限り使用を認めています。
- 決められた場所以外への駐車や不法駐車は、他の入居者や周辺の方々の迷惑となるだけでなく、緊急時の救命救急、消防活動の妨げとなりますので絶対にしないでください。